

続・明治期の小町紅商標紛議

あの裁判に関する新資料、公開

日本の商標制度は、明治17年(1884)に「商標条例」が制定されたことに始まる。翌18年(1885)、京紅(京都産の化粧紅)の名称「小町紅」の商標登録をめぐり、紅商らの間で裁判沙汰となる。かつて本誌では、当時の新聞報道をもとにこの事件を取り上げたことがあるが、今回はその追補である。

〈小町紅商標紛議のあらまし;本紙vol.44参照〉明治18年7月、「小町紅」の三文字が商標登録された。商標権者は京都の紅商、木村平兵衛。これに対し、馬淵善兵衛をはじめとする同地の紅商連中が異議を申し立て、農商務省¹⁾に登録商標の取消しを請求。「小町紅」の名は江戸時代以来、同業者間で使用してきたものであり、かつ全国的に認知されており、商標条例に定める「商品普通の名称」に該当する。これらの無効理由により、商標「小町紅」を専用するのは不当であると主張した。これを機に、「小町紅」の商標権をめぐって両者は法廷で争うこととなり、始審で「小町紅」は普通名称との判決が下る。木村は控訴したが、判決が覆ることはなかった。その後、双方の歩み寄りの末に和解、明治20年(1887)12月、木村は「小町紅」の三文字に図形を組み合わせさせた標章に改め出願し直し、これが登録、専用権を得る。

令和3年(2021)5月、本事件に関する新たな資料「小町紅商標紛議関係資料」が京都府立京都学・歴彩館によって公開された。本資料は「小町紅商標之儀ニ付請願書」(以下、①とする)、「小町紅商標取消事件始審終審両裁判言渡寫」(②)、「小町紅商標取消之急訴ニ對スル控訴ノ辨答書」(③)、以上の三点を合綴したものである。これらは京都史蹟会の一員であった小西大東(筆名。本名は笠原直治郎。1869-1944年)の旧蔵資料の一部²⁾とされ、小西の遺族関係者により歴彩館へ寄贈されたものの、諸般の事情で公開までに時間を要したという経緯がある。

さて、①～③の概要を記すと次のとおり。

- ①馬淵善兵衛ら10名が農商務省へ宛てた「小町紅」商標取消しの請願書。「小町紅」の名称の起源や、同業者間における本名称の慣用化、さらに著名化の実態等、無効理由を列挙する。明治18年10月29日付。
- ②明治20年(1887)5月の始審[京都始審裁判所]ならびに同年10月の終審[大阪控訴院]で下された判決の写し³⁾。原告・被告双方の代言人(弁護士の旧称)の陳述要旨、控訴人・被控訴人双方の代言人の陳述要旨と共に判決文を記載する。
- ③木村平兵衛の控訴状(控訴理由書)に対する馬淵善兵衛らの答弁書の控え。控訴状に記載された内容への反論を書き記したものと推察。所々に朱書きで訂正の指示がある。この裁判の争点は単純なもので、当時の商取引の実情に鑑みて「小町紅」を普通名称と認められるか否かという事実認否に尽きる。だが、上記資料をみるに、両者が力点を置いていたのは「小町紅」の名称創始者の謂れと、その創始者と商標権者との係属如何をめぐる主張であったことがわかる。

「小町紅」の名称創始者について

上記資料では、「小町紅」の名称創始者として高嶋屋喜兵衛と津国屋庄兵衛の二名の名前が挙がっている。当初、馬淵らは高嶋屋説を提唱、ところが裁判が始まると津国屋説に主張が変わる。木村は一貫して高嶋屋説を唱えるが、その理由は後に触れる。

●高嶋屋喜兵衛説

高嶋屋喜兵衛とは、江戸時代に京都祇園町に所在した紅屋である。祇園町は花街という土地柄、化粧紅の需要が多く、この一帯には紅屋や小間物屋が点在した。①および②の控訴人側の陳述によれば⁴⁾、高嶋屋が光紅に「小町紅」と名を付して販売を始めたという。光紅とは、玉虫色に似た一種独特の



高嶋屋の店先。「小町紅」の暖簾が掛かる。
『癩瘡心得草』挿絵 寛政10年(1798)刊 国立国会図書館蔵

【特集】

続・明治期の小町紅商標紛議

【ご案内】

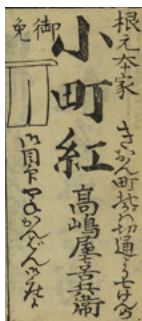
●エデュケーション・レポート7

●テーマ展示

「本当は常設展示で紹介しなかった」開催中
「輝く色白肌・色黒肌をつくる!

キスマーのサンケアヒストリー」開催

●講座 最新情報



高嶋屋の広告。画中右上「根元本家」は創始者であれば正当な主張か。『商人買物独案内』天保2年(1831)刊 京都府立京都学・歴史館デジタルアーカイブ提供

光沢を持つ化粧紅の呼称である。管見の限り、史料上に光紅の語を見出せるのは17世紀半ば以降であり、その製法はほどなく京都の紅屋の間に広がり、光紅の名と共に定着していったと考えられる⁵⁾。

同業者が光紅と称呼する中、高嶋屋は小野小町にあやかり「小町紅」の名を創案、看板・提灯・包紙に至るまで「本家小町紅仕入所」と記して喧伝し、加えて店の壁間には円山応挙(1733-95年)筆小野小町の画幅を飾った〔①〕。世俗の流行が花街に端を発することの多かった時世にあつて「小町紅」は大いに流行し、その名は光紅に代わり同業者が用いるようになっていった〔④〕。なお、高嶋屋

による「小町紅」の使用開始は正徳年間(1711-16)のことということが〔②始〕、俄かに信じがたい⁶⁾。

●津国屋庄兵衛説

一方の津国屋庄兵衛だが、前述したとおり、この名は本事件の当初から挙がっていたわけではない。馬淵らが始審で主張を変えるに至った事情は、残念ながら上記資料から知り得ない。

さて、津国屋とは、高嶋屋同様、江戸時代から四条通西洞院西入ルに所在した紅屋である。『京羽二重大全』(文化8・1811年刊)「名職之部」のうち「光紅所」に津国屋を確認できることから、洛中において光紅製造者として名の知れた存在であったと推察する。また、御広敷の御服用仲間ひとり日野屋市左衛門の下職紅屋でもあった。

津国屋が、その製する光紅に「小町紅」の名を使用し始めたのは宝永年間(1704-11)であるという〔②始・終、③〕。高嶋屋説・津国屋説、いずれも「小町紅」の濫觴^{らんしやう}を18世紀前期に求める背景には、光紅の発生の延長に「小町紅」名称創始があるとする、前時代以来の紅屋同業者間の共通認識があったように思われる。津国屋の創案については「名ヲ小町井ニ仮リ」との記述がみえるのみである〔②始〕。推測するに、小町伝説⁷⁾にゆかりのある井戸「小町井」と津国屋の製造・販売する化粧紅とに何らかの関連があると主張したのではないだろうか。被告(木村)代理人は、原告側の前言に異なる津国屋説の提唱や小町井のくだりについて、事実を掩蔽^{えんぺい}するものと反論している。

商標権者木村平兵衛の由緒

木村平兵衛には、高嶋屋との縁故があったようだ。木村は自らの家系を高嶋屋の分家であるとし〔②始・終〕、馬淵らは高嶋屋と木村家は元雇主と奉公人の関係であったという〔①、③〕。

●分家説

木村平兵衛は旧称(江戸時代の名称)を「紅屋平兵衛」、通称「紅平」というが、その家祖は初代高嶋屋喜兵衛の次男で本名を良雄といった〔②始〕。本家高嶋屋は「三十年前二絶家」、すなわち

安政4年(1857)に廃業したため⁸⁾、分家筋が「小町紅」の商標権を「継襲専用」する権利を有するは適当であると考えた〔②始〕。また、紅平は、天保(1830-44)末期に高嶋屋が負債を抱えた折に資金援助をしており、その際、先の応挙の一幅を譲り受けたという〔②終〕。これに加え木村側は、高嶋屋の過去帳や位牌等の物証をもって本家に原由すること、自らの由緒を法廷で主張している〔②終〕。ただ、木村側が高嶋屋との係属云々を殊更に主張し始めたのはどうやら始審以降のこのようである〔②終〕、終審では上記証書類に関しても高嶋屋との縁故を「付會」(こじつけて関係をつけること)するものであって「証拠トスルニ足ラザル」との見解を下している〔②終〕。

ところで、京都府立京都学・歴史館には、紅平の来歴や同家に伝わる資料をまとめた冊子が所蔵されている⁹⁾。これによれば、やはり同家は初代喜兵衛の次男を家祖とし、高嶋屋絶家に至って「祖先以下の祭祀を継承し遺業を併営」したという立場を取っている。また、応挙の一幅に関しては、応瑞や尾形光琳等の画幅と共に寄贈されたと述べるに留めており、その来歴について言及していない。

●奉公人から独立説

他方、木村家初代は高嶋屋の奉公人であり、年季奉公ののち明株を得て独立、文化2年(1805)四条通りに開業¹⁰⁾した〔①〕。江戸時代の紅屋仲間の定めにより、明株を譲り受けた者は従前の紅屋の名前を引き継ぐことになっていた。初代の購入した紅株は、もとは新町通蛸薬師下ル町の紅屋平兵衛(初代とは別の人物)が所有していたものであったため〔①〕、初代は開業にあたりこの名に改めたということである。したがって、木村家は高嶋屋の分家ではなく別家であり、高嶋屋の営業権を相続したわけでもなし、「小町紅」を継承し、あまつさえその商標権を専用する権利を有するものではないと馬淵らは反論する〔③〕。なお、裁判当時、高嶋屋の末孫は存命で、姓名を簡野森司郎といい、馬淵らはこの人物が高嶋屋先代より聞き及んだ口碑の類を根拠としている〔①、③〕。

果たして「小町紅」名称創始の真相は？

今回の資料をみる限りでは、本事件の当初より名の挙がっていた高嶋屋説を取りたいところだが、今ひとつ確証に欠ける点は否めない。ただ、前ページ掲載の図版は、遅くとも18世紀末には高嶋屋が「小町紅」を掲げる紅屋として周知されていたことを暗喩するものである。紅平の高嶋屋分家・別家問題の真偽はともかく、本事件にかかる両者の陳述が江戸時代以来の紅屋同業者の口碑や慣習を下敷きとしている点は看過すべきでない。たとえそれが裁判の証拠としては不十分と見做されるものであっても、明文化されにくい暗黙知の類が記録として残ったことに価値がある。

1) 当時の商標登録出願先は農商務省。
2) もとは日出新聞の社会・文芸欄の担当記者だった金子静枝(1851-1909年)の旧蔵資料だったが、小西大東がこれを引き継いだものと推察される。
3) 両判決文の原本は、国際日本文化研究センターが提供する「民事判決原本データベース」で閲覧可能。ただし、利用にあたっては要申請。

- 4) 以下、文末または文中に典拠となる資料を【①】【②始】【②終】【③】と記す。【②始】【②終】はそれぞれ始審・終審言渡をさす。
- 5) 資料①では、約200年前(貞享2・1685年)、堺町二条下ル町の亀屋平兵衛が光紅の製法を確立したとする。亀屋平兵衛とは、江戸時代中期に紅屋年寄や行事を務めた紅屋仲間内の重鎮と思われる人物。亀屋を光紅の創始者とする点には疑義があるものの、その時期は光紅を史料上に確認できる時期と概ね一致する。
- 6) 近世考古学の見地によれば、出土した紅猪口に「小町紅」の商品名を書き入れた事例

- が確認できるのは18世紀後半以降である。
- 7) 小野小町伝説については本誌vol.52を参照。
- 8) 資料①では廃業時期を明治時代初期としている。
- 9) 木村照二(九代紅屋平兵衛)「紅の詩 艶を求め続けた紅平」平成7年(1995)
- 10) 前掲9)によれば、高嶋屋より分家した時期は寛政2年(1790)4月のこと、当初の開業地は五条通富小路西入ル塩竈町であり、文化3年(1806)7月に四条通寺町西入ル奈良物町へ移転したという。

エデュケーション・レポート 7

学ぶ・楽しむ

紅ミュージアムのいろいろ

2020年の春以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で講座の中止や延期を余儀なくされてきましたが、感染症対策を施した上で、少人数対象に実施する**通年ワークショップ**を2021年4月より定期的に開催しています。

通年ワークショップは「**紅のミニ実験**」と「**紅染つまみ細工作り入門**」の2種があります。

「**紅のミニ実験**」は、紅花の花びらから赤色色素を抽出する過程を、簡単な実験で観察できるワークショップです。水の中で黄色色素を揉み出して取り除くことからはじめ、アルカリ性と酸性の薬剤を使用して赤色色素を抽出。工程ごとに和紙の短冊を染めることで、色の変化を見ていきます。黄色の花びらに本当に赤色色素「紅」が隠れているのか!? 実験を通してご自身の目で確かめてみてください。

家族や友人同士で体験すると、濃淡の違いを比べられて楽しいです。もちろん一人での参加も大歓迎!



コミュニケーションルームKNOWLEDGE LABOのスペースで実施。パネルのクイズにも挑戦します。

「**紅染つまみ細工作り入門**」は、紅で染めた濃淡様々な絹布を使用してつまみ細工作りに挑戦する初心者向けのワークショップです。花びらの先端が尖っている「**剣つまみ**」、または先端が丸くなっている「**丸つまみ**」を作ります。できあがった作品は、ヘアクリップやブローチな



ピンセットを使い花びらを作っていきます。こちらは「丸つまみ」作りの様子。

ピンセットを使い花びらを作っていきます。こちらは「丸つまみ」作りの様子。



パーツが揃ったら土台に固定していきます。濃淡様々な花びらをどのような順番に並べるかでできあがりの印象も変わります。



中央にパールなどの飾りをつけて完成です。(右)剣つまみのブローチ、(左)丸つまみのヘアコーム

どお好きなものにつけて完成です。化粧料の小町紅とはまた違った形で紅を身に付け、ぜひ「紅」を身近に感じてください。

どちらのワークショップも、初めて来館される方に気軽にご参加いただける内容となっています。もちろんリピーターの方にもお楽しみいただけます。何か新しい発見があるかもしれません!

手を動かし体験することで、展示内容や紅への理解もより深まることと思います。皆様のご参加をお待ちしています。

通年ワークショップ

隔週金・土曜日実施【事前申込制】

※企画展や講座の開催と重なる場合は休止となります。実施日は伊勢半本店webサイトでご確認ください。

●**紅のミニ実験** *小学生以上対象

時間:10時半~ / 11時半~(約30分間)

定員:各回1組(1~4名)

参加費:実験セットひとつにつき500円

※本ワークショップは、小町紅などの「紅」を作るものではありません。

●**紅染つまみ細工作り入門** *小学校高学年以上対象

時間:14時半~(約1時間)

定員:3名

参加費:木製クリップ、ヘアクリップ:500円

ヘアコーム、ブローチ:700円

※制作するものは当日お選びいただけます。

紅の抽出実験キット発売中

通年ワークショップ休止期間中や、ミュージアムへのご来館が難しい方にも「紅のミニ実験」を体験していただけるよう、ご自宅でもできる**紅の抽出実験キット**を伊勢半本店オンラインショップ限定で販売しています。(税込1,100円【送料込】)

※ご自宅で実験しやすいよう、紅花や薬剤は「紅のミニ実験」の倍量入っています。その他、実験マニュアル・和紙・紅花用不織布バック入り。また、実験の手順を紹介した動画をキット購入者限定でご覧いただけます。



テーマ展示「本当は常設展示で紹介したかった」 開催中

2022年3月1日(火)～6月25日(土)

展示室は有限です。紹介したい資料はあれども肝心の展示スペースがなかったり、あれこれ工夫して空間を捻出してもたかが知れていたり…。この問題は、館の規模が小さくなるほど切実さを増します。

紅ミュージアムの常設展示室の面積は約60㎡、非常にコンパクトなつくりです。2019年11月、当館は常設展示を刷新、旧展示から新展示へ移行するにあたり、改めて資料の選定を行いました。その過程で惜しくも出陳を見送られ、収蔵庫行きとなったもののうち、今回は引札や紙袋、レッテル等の広告・販促関連資料を中心に紹介します。



レッテル仕入帖(部分) 明治時代

テーマ展示「輝く色白肌・色黒肌をつくる!キスミーのサンケアヒストリー」

2022年6月28日(火)～11月12日(土)

※2020年度に、新型コロナウイルス感染症防止のため会期変更となったテーマ展示を再展示いたします。

今日、サンケアは透明感のある色白肌・健康的な小麦色肌、いずれを目指しても美肌づくりに欠かせない習慣ですが、「日焼け」という概念が本格的に意識されたのは近代に入ってからのことです。

伊勢半は、日本に「紫外線」という言葉が定着しサンケアのニーズが高まった昭和36年(1961)よりサンケア商品を作りはじめます。平成4年(1992)2月に発売した「サンキラー」シリーズは、今年で発売30周年を迎えました。今展はキスミーのサンケア商品から1960年以降の美肌色の移ろいを映し出します。

キスミーサンキラーシリーズ(1997～2002)

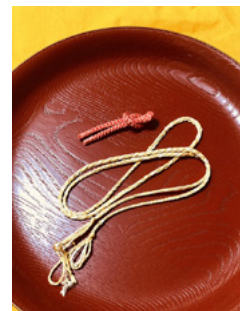
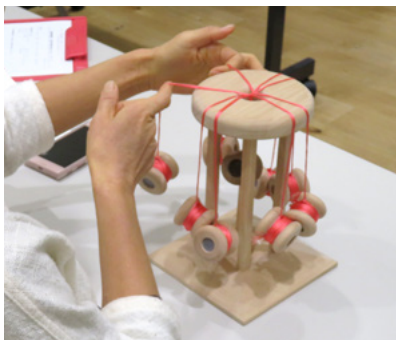


講座 最新情報

◀組紐体験講座開催▶

2020年7月より延期していた「組紐体験講座～紅染めの絹糸を組み上げる～」(講師:株式会社龍工房 福田隆太氏)を2021年12月11日に開催。紅染めしていただいた赤色と黄色の美しい絹糸を組める日がいよいよやってきました!

講座では丸台(組台)と指を使う2種類の組みに挑戦しました。丸台には絹糸が90度ごとの放射状になるよう、下に重しをつけた状態でセットされていて、それを手前⇄奥・左⇄右と交互に入れ替えて組んでいきます。絹糸を台に滑らすように入れ替え、重しをトンと落としてテンションをかけるなど、先生からのアドバイスを意識すると段々とコツをつかめ、リズムカルに組めるようになりました。



参加者提供画像

● 講座開催に関する最新情報は、伊勢半本店webサイトやSNSで随時お知らせいたします。メールでのご案内をご希望の方は、同webサイトのお問い合わせフォームよりお申し込みください。種別「講座・イベントについて」をご選択、必須項目をご入力の上、内容欄に「講座情報希望」とお書きください。



紅ミュージアム
BENI MUSEUM

Presented by
KISSME

開館時間 / 10:00-18:00(最終入館は17:30まで) ※短縮開館等の変動あり

休館日 / 毎週日・月曜日・創業記念日(7月7日)・年末年始

入館料 / 無料 ※ただし、企画展観覧は有料

アクセス / 地下鉄 東京メトロ銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道」駅下車 B1出口(階段)より徒歩12分 / B3出口(エスカレーター・エレベーターあり)より徒歩13分

バス 渋谷駅東口バスターミナル 51番乗り場 都01新橋駅前「南青山七丁目」停留所下車

〒107-0062 東京都港区南青山6-6-20 K's南青山ビル1F TEL.03-5467-3735

最新の情報は当館webサイトでご確認ください。 <https://www.isehanhonten.co.jp>

